

# 熊本県公報

第 1 1 6 3 2 号  
平成 19 年 12 月 7 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業所の指定.....(高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定.....( " ) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定.....( " ) 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定.....( " ) 3
- 指定居宅介護支援事業所の指定.....( " ) 3
- 道路の区域変更.....(道路保全課) 4
- ".....( " ) 5
- ".....( " ) 5
- ".....( " ) 6
- 道路の供用開始.....( " ) 6
- 障害者自立支援法に基づく特定旧法指定施設の指定の辞退.....(障害者支援総室) 7
- 指定居宅介護支援事業所の指定.....(高齢者支援総室) 7

**公 告**

- 本渡北土地区画整理事業の換地処分.....(都市計画課) 7
- 定款変更認可.....(農村計画・技術管理課) 7
- USB キーの調達に係る一般競争入札の実施.....(管理調達課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出.....(商工政策課) 10
- 道路位置指定.....(建築課) 10
- ".....( " ) 11
- 土地改良区役員の就任.....(農村計画・技術管理課) 11
- 土地改良区役員の退任及び就任.....( " ) 11
- 平成 19 年度林業種苗生産事業者講習会の開催.....(森林整備課) 12

**登 載 依 頼**

- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....(人事委員会) 12

## 告 示

### 熊本県告示第 1017 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター「グリーンコープゆるりの家・アクア」 熊本市島町二丁目 13 番 6 号	グリーンコープ生活協同組合くまもと	平成 19 年 12 月 1 日

### 熊本県告示第 1018 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター「グリーンコープゆるりの家・アクア」	グリーンコープ生活協同組合くまもと	平成 19 年 12 月 1 日

熊本市島町二丁目 13 番 6 号

**熊本県告示第 1019 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【訪問介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
セントケア熊本 熊本市長嶺南四丁目 11 番 126 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア熊本駅前 熊本市二本木三丁目 7 番 35 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア健軍 熊本市東野四丁目 6 番 26 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア植木 鹿本郡植木町豊田 481 番地 1	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア御船 上益城郡御船町大字御船字町園 912 番地 1	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア天草 天草市小松原町 12 番 19 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア合志 合志市幾久富 1758 番地 17	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア八代 八代市鏡町内田 432 番地 1	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日

**【訪問看護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション熊本 熊本市長嶺南四丁目 11 番 126 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日

**【訪問入浴介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
セントケア熊本出水 熊本市出水四丁目 25 番 32 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア八代 八代市鏡町内田 432 番地 1	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日

**【福祉用具貸与】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
セントケア熊本出水 熊本市出水四丁目 25 番 32 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日

**【特定福祉用具販売】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
セントケア熊本出水 熊本市出水四丁目 25 番 32 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日

**【通所介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
セントケア八代萩原 八代市萩原一丁目 9 番 50 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日

**熊本県告示第 1020 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【介護予防訪問介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
セントケア熊本 熊本市長嶺南四丁目 11 番 126 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア熊本駅前 熊本市二本木三丁目 7 番 35 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア健軍 熊本市東野四丁目 6 番 26 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア植木 鹿本郡植木町豊田 481 番地 1	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア御船 上益城郡御船町大字御船字町園 912 番地 1	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア天草 天草市小松原町 12 番 19 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア合志 合志市幾久富 1758 番地 17	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア八代 八代市鏡町内田 432 番地 1	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日

**【介護予防訪問看護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション熊本 熊本市長嶺南四丁目 11 番 126 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日

**【介護予防訪問入浴介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
セントケア熊本出水 熊本市出水四丁目 25 番 32 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア八代 八代市鏡町内田 432 番地 1	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日

**【介護予防福祉用具貸与】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
セントケア熊本出水 熊本市出水四丁目 25 番 32 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日

**【特定介護予防福祉用具販売】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
セントケア熊本出水 熊本市出水四丁目 25 番 32 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日

**【介護予防通所介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
セントケア八代萩原 八代市萩原一丁目 9 番 50 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日

**熊本県告示第 1021 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【居宅介護支援】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
セントケア熊本 熊本市長嶺南四丁目 11 番 126 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア熊本出水 熊本市出水四丁目 25 番 32 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア熊本駅前 熊本市二本木三丁目 7 番 35 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア天草 天草市小松原町 12 番 19 号	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア合志 合志市幾久富 1758 番地 17	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア八代 八代市鏡町内田 432 番地 1	セントケア熊本株式会社	平成 19 年 12 月 1 日

## 熊本県告示第 1022 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 12 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本高森線	阿蘇郡西原村大字小森字大切畑 2057 番 8 地先から 同所 2056 番 1 地先まで	前	27.0 ～ 42.0	132.1	管理区分 の変更
			後	14.0 ～ 26.0	132.1	
	本渡牛深線	天草市深海町字芳ノ平 1916 番 2 地先から 同所 1920 番地先まで	前	7.2 ～ 25.4	28.7	災害防除 工事
			後	15.2 ～ 27.4	28.7	
	本渡下田線	天草市天草町福連木字上荒平 2528 番 1 地先から 同所 2528 番 1 地先まで	前	6.3 ～ 7.9	40.0	
			後	6.3 ～ 9.7	40.0	
	牛深天草線	天草市河浦町今田字下原田 620 番 1 地先から 同所 620 番 1 地先まで	前	9.8 ～ 22.6	161.0	
			後	15.6 ～ 27.2	161.0	

一般 県道	上椎葉湯 前線	球磨郡水上村大字江代字平畑 同所	前	5.4 ～ 29.0	112.0	単橋改
			後	24.0 ～ 39.0		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 12 月 7 日

**熊本県告示第 1023 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 12 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	389 号	天草市河浦町河浦字浜ノ原 同所	前	13.0 ～ 17.0	28.4	廃道処分
			後	13.0 ～ 14.4		
主要 地方 道	牛深天草 線	天草市牛深町字井手迫 同町字茂串	前	5.5 ～ 18.4	41.0	単橋改 (迂回路 撤去)
			後	5.5 ～ 11.0		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 12 月 7 日

**熊本県告示第 1024 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 12 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	大牟田南 関線	玉名郡南関町大字関外目字松田 同町大字関外目字墨摺川	前	0.0	0.0	単県幹線 道路整備 工事
			後	35.6 ～ 70.0		

主要 地方 道	南関大牟 田北線	玉名郡南関町大字関外目字長谷 947 番 1 地先から 同町大字関外目字松田 1520 番 1 地先まで	前	12.4 ～ 78.3	1052.1	調整池設 置
		玉名郡南関町大字関外目字長谷 947 番 1 地先から 同町大字関外目字松田 1535 番 1 地先まで		0.0 ～ 104.0		
		玉名郡南関町大字関外目字長谷 947 番 1 地先から 同町大字関外目字松田 1520 番 1 地先まで	後	12.4 ～ 78.3	1052.1	
		玉名郡南関町大字関外目字長谷 947 番 1 地先から 同町大字関外目字松田 1535 番 1 地先まで		0.0 ～ 104.0		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 12 月 7 日

**熊本県告示第 1025 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 12 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本菊鹿 線	山鹿市菊鹿町木野字山下 17 番 5 地先から 同所	前 後	13.3 ～ 25.9	115.0	24 条工 事
		20 番 2 地先まで		17.5 ～ 25.9		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 12 月 7 日

**熊本県告示第 1026 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 12 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	天草郡苓北町志岐字中尾 1868 番 1 地先から 同所 1781 番地先まで	103.0	単橋改

2 供用を開始する期日 平成 19 年 12 月 10 日

**熊本県告示第 1027 号**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 47 条の規定により次の特定旧法指定施設から指定の辞退の届出があった。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び所在地	施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	辞退年月日	事業所番号	施設の種類
身体障害者療護施設石路の里 葦北郡芦北町大字湯浦 1505 番地 1	社会福祉法人 光輪会 葦北郡芦北町大字湯浦 1505 番 地 1 山本 秀久	平成 20 年 3 月 31 日	4311900049	身体障害者 療護施設

**熊本県告示第 1028 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所桃の花 八代市鏡町両出 1257 番地 4	有限会社八代河内石材	平成 19 年 12 月 1 日

**公 告****熊本県公告第 965 号**

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定に基づき本渡北土地区画整理組合理事長鶴田隆春から本渡都市計画事業本渡北土地区画整理事業について、次のとおり換地処分をした旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

換地処分の内容 平成 19 年 7 月 31 日付け熊本県指令都計第 7 号で認可した換地計画の  
とおり

**熊本県公告第 966 号**

熊本市石塘堰樋土地改良区理事長磯野晏熙から平成 19 年 11 月 5 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 11 月 28 日付けで認可した。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第 967 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量  
USB キー 1815 個
- (2) 調達物品の規格及び品質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
平成 20 年 2 月 15 日（金）
- (4) 納入場所  
熊本県警察本部情報管理課
- (5) 電子入札に関する事項

本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙

での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

その他電子入札に関する事項は、運用基準による。

- (6) 入札方法
  - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに入力すること。
  - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
  - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
  - 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 6 の (3) 記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 熊本県内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 12 月 7 日（金）から平成 19 年 12 月 20 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 21 年 9 月 30 日（水）までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 21 年 7 月 1 日（水）から平成 21 年 7 月 31 日（金）まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。  
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
  - (1) 提出期間  
平成 19 年 12 月 7 日（金）から平成 19 年 12 月 27 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
  - (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
  - (3) 提出書類
    - ア 競争入札参加資格確認申請書
    - イ その他必要書類
  - (4) 提出方法  
5 に記載する場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。  
なお、電子入札により参加する者は、提出書類の目録を電子入札システムで提出すること。



- (5) 競争入札参加資格確認結果の通知  
競争入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の閲覧（交付）期間及び場所  
ア 閲覧（交付）期間  
平成19年12月7日（金）から平成19年12月27日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。  
イ 閲覧（交付）方法  
電子入札システムホームページにて閲覧又は5に記載する場所にて交付
- (3) 入札及び開札の日時・場所  
ア 電子入札システムによる入札  
4の(5)記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム（運用時間：6時～24時）により入札すること。  
入札書受付締切日時 平成20年1月15日（火）午後5時  
イ 紙入札方式による入札  
日時 平成20年1月16日（水）午後1時30分から  
場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館2階）  
ウ 開札の日時及び場所  
上記イに同じ。
- (4) 入札書の提出方法  
ア 電子入札システムによる入札の場合  
電子入札システムにより入札する者は、6の(3)のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。  
イ 紙入札方式の場合  
6の(3)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成20年1月15日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札  
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札  
ウ 記名押印を欠く入札  
エ 金額を訂正した入札  
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
カ くじ番号の記入がない入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札  
ケ 二以上の意思表示を行った入札  
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金  
免除する。
- (4) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- (6) 最低制限価格  
設定しない。
- (7) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第 968 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ドラッグストアモリ御船店  
上益城郡御船町大字辺田見 218 番地 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名  
又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 設置する者  
ナチュラル株式会社 代表取締役 森信  
福岡県朝倉市一ツ木 1148 番地の 1
  - (2) 小売業を行う者  
ナチュラル株式会社 代表取締役 森信  
福岡県朝倉市一ツ木 1148 番地の 1
- 3 大規模小売店舗を新設する日  
平成 20 年 7 月 22 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,342 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
47 台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
40 台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
50 平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
10 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 11 時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2 か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日  
平成 19 年 11 月 21 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課  
平成 19 年 12 月 7 日から平成 20 年 4 月 7 日まで

**熊本県公告第 969 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 人吉市西間上町 2607 番 1 号
- 2 築造者の氏名 農林水産省林野庁九州森林管理局熊本南部森林管理署
- 3 道路の位置 人吉市西間上町 2607 番 17
- 4 道路の幅員 6.50 メートル
- 5 道路の延長 84.00 メートル

- 6 指定年月日 平成 19 年 11 月 19 日  
7 指定番号 球磨企調第 13 号

**熊本県公告第 970 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池市西寺 1703 番地 1  
2 築造者の氏名 樋川博久  
3 道路の位置 菊池市西寺字一丁畑 1703 番 9、同 1680 番 7 及び同 1680 番 8  
4 道路の幅員 6.00 メートル  
5 道路の延長 42.20 メートル  
6 指定年月日 平成 19 年 11 月 28 日  
7 指定番号 菊池景建第 67 号

**熊本県公告第 971 号**

玉名郡南関町南関町土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があった。  
平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
理事	平 岡 昇	玉名郡南関町大字関下 937 番地
監事	大佐古 武	玉名郡南関町大字関下 277 番地

**熊本県公告第 972 号**

球磨郡多良木町百太郎溝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	那 須 末 喜	球磨郡多良木町大字多良木 1516 番地の 4
〃	有 川 軍 六	球磨郡多良木町大字多良木 4539 番地
〃	永 田 一 俊	球磨郡多良木町大字多良木 3703 番地
〃	尾 崎 雅 夫	球磨郡あさぎり町岡原北 371 番地
〃	中 村 昭十七	球磨郡あさぎり町免田東 4437 番地
〃	岡 村 文 明	球磨郡あさぎり町免田東 94 番地
〃	免 田 春 己	球磨郡あさぎり町免田西 1619 番地
〃	尾 方 球三郎	球磨郡あさぎり町免田西 3040 番地
〃	下 原 吉 雄	球磨郡あさぎり町須恵 6778 番地
〃	椎 葉 光 信	球磨郡あさぎり町深田南 477 番地
〃	炭 屋 光 人	球磨郡あさぎり町上西 78 番地
〃	今 溝 慶 喜	球磨郡錦町大字一武 2644 番地
監事	石 川 嘉 邦	球磨郡あさぎり町須恵 141 番地の 1
〃	的射場 久 義	球磨郡あさぎり町免田西 1796 番地
〃	吉 永 義 幸	球磨郡あさぎり町岡原北 349 番地
就任		
理事	那 須 末 喜	球磨郡多良木町大字多良木 1516 番地の 4
〃	永 田 一 俊	球磨郡多良木町大字多良木 3703 番地
〃	本 田 茂	球磨郡多良木町大字多良木 3278 番地
〃	尾 崎 雅 夫	球磨郡あさぎり町岡原北 371 番地
〃	中 村 昭十七	球磨郡あさぎり町免田東 4437 番地
〃	岡 村 文 明	球磨郡あさぎり町免田東 94 番地

理事	免 田 春 己	球磨郡あさぎり町免田西 1619 番地
"	的射場 久 義	球磨郡あさぎり町免田西 1796 番地
"	下 原 吉 雄	球磨郡あさぎり町須恵 6778 番地
"	椎 葉 光 信	球磨郡あさぎり町深田南 477 番地
"	炭 屋 光 人	球磨郡あさぎり町上西 78 番地
"	今 溝 慶 喜	球磨郡錦町大字一武 2644 番地
監事	吉 永 義 幸	球磨郡あさぎり町岡原北 349 番地
"	上 田 敦	球磨郡あさぎり町免田東 3320 番地
"	福 田 清 一	球磨郡あさぎり町上北 847 番地

**熊本県公告第 973 号**

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施する。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的  
種苗生産事業者に対して、種苗生産流通等に関し、必要な知識を修得させること。
- 2 開催日時等
  - (1) 開催日時  
平成 19 年 12 月 27 日（木） 午前 10 時から
  - (2) 開催場所及びその所在地  
熊本県林業研究指導所  
熊本市黒髪八丁目 222-2
  - (3) 受付時間  
午前 9 時 30 分から午前 9 時 50 分まで
- 3 講習科目及び講習時間
  - (1) 種苗に関する法令 2 時間
  - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2 時間
  - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2 時間
- 4 受講申込方法  
所定の受講申込書に、林業種苗生産事業者講習手数料の額（14,000 円）に相当する熊本県収入証紙及び写真をはり付け、平成 19 年 12 月 20 日までに熊本県農林水産部森林整備課又は各地域振興局林務課に提出すること。  
なお、既に納入した講習手数料は、返還しない。
- 5 その他
  - (1) 前記講習科目の全課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
  - (2) 修了証明書を交付された者は、生産事業者の登録を受けることができる。
  - (3) 天災その他の理由により、開催日時、開催場所等を変更することがある。
  - (4) 不明な点は、熊本県農林水産部森林整備課又は各地域振興局林務課に問い合わせること。

**登載依頼**

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 7 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第 31 号**

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表津奈木町の項職名の欄中「課長 政策審議員」を「会計管理者 課長 政策審議員」に改め、一部事務組合の表御船町甲佐町衛生施設組合の項職名の欄中「事務局長」を「会計管理者 事務局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。